

以災証明申請書受付・発行件数(応急対策班【被災者再建担当】)

7月24日 20時現在

月日	曜日	申請書受付件数																証明書発行件数			
		種別	本庁	吉浦	警固屋	阿賀	広	仁方	宮原	天応	昭和	郷原	下蒲刈	川尻	音戸	倉橋	蒲刈		安浦	豊浜	豊
7月17日 火 までの累計	証明	169	45	26	92	114	21	13	250	130	14	7	83	62	61	20	559	4	11	1,681	73
	届出	35	8	0	4	22	2	1	51	15	2	1	11	15	1	0	246	2	1	417	294
	計	204	53	26	96	136	23	14	301	145	16	8	94	77	62	20	805	6	12	2,098	367
7月18日 水	証明	28	7	2	18	18	1	1	28	13	8	0	14	16	5	1	39	3	0	202	120
	届出	8	2	2	1	14	1	1	30	2	4	1	0	2	0	0	34	0	0	102	122
	計	36	9	4	19	32	2	2	58	15	12	1	14	18	5	1	73	3	0	304	242
7月19日 木	証明	29	3	2	7	5	1	0	0	9	2	0	2	7	8	0	23	2	0	100	70
	届出	9	1	1	0	8	3	1	0	2	0	0	1	3	23	0	23	0	0	75	102
	計	38	4	3	7	13	4	1	0	11	2	0	3	10	31	0	46	2	0	175	172
7月20日 金	証明	12	2	4	6	12	1	1	33	0	1	0	9	3	5	1	15	1	0	106	66
	届出	4	1	1	2	5	0	1	36	2	0	0	5	0	3	0	27	0	0	87	75
	計	16	3	5	8	17	1	2	69	2	1	0	14	3	8	1	42	1	0	193	141
7月21日 土	証明	5	0	2	3	9	1	2	0	3	0	1	2	8	11	1	22	0	1	71	147
	届出	2	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	15	0	0	23	88
	計	7	0	3	3	10	1	2	0	3	1	1	2	8	14	1	37	0	1	94	235
7月22日 日	証明	3	1	0	0	1	0	0	23	3	0	2	1	5	3	1	11	0	0	54	170
	届出	2	0	0	0	1	0	0	27	4	0	0	0	1	2	0	26	0	0	63	23
	計	5	1	0	0	2	0	0	50	7	0	2	1	6	5	1	37	0	0	117	193
7月23日 月	証明	36	3	0	3	12	2	1	12	1	0	1	8	1	1	0	11	1	0	93	122
	届出	10	3	0	4	7	0	0	4	0	1	1	8	8	0	0	14	1	0	61	63
	計	46	6	0	7	19	2	1	16	1	1	2	16	9	1	0	25	2	0	154	185
7月24日 火	証明	26	1	2	2	7	4	0	10	7	1	0	8	7	9	2	27	2	0	115	172
	届出	14	0	1	0	8	1	0	4	5	1	0	8	7	3	0	18	0	0	70	61
	計	40	1	3	2	15	5	0	14	12	2	0	16	14	12	2	45	2	0	185	233
総計	証明	308	62	38	131	178	31	18	356	166	26	11	127	109	103	26	707	13	12	2,422	940
	届出	84	15	6	11	66	7	4	152	30	9	3	33	36	35	0	403	3	1	898	828
	計	392	77	44	142	244	38	22	508	196	35	14	160	145	138	26	1,110	16	13	3,320	1,768

(※)証明:「以災証明書」の交付申請 7月11日受付開始, 7月17日発行開始  
届出:「以災届出証明書」の交付申請 7月14日受付開始, 7月17日発行開始

被災証明書申請現地調査について

1 現地調査完了件数(7月24日 18時現在)

被災状況	本庁	吉浦	警固屋	阿賀	広	仁方	宮原	天志	昭和	郷原	下蒲刈	川尻	菅戸	倉橋	蒲刈	安浦	豊浜	豊	合計
全壊	8	14	3	9	2		1	28	3			2	3	6	4	20	1		104
大規模半壊	1	2		1	5			15	1				1			20			46
半壊	13	13	4	8	18	3	2	77	15	1		9	9	11	1	207			391
一部損壊	32	14	3	32	47	1		78	38	4		50	15	10	3	196			523
床上浸水																			0
床下浸水	4	10	4	33	65	4	3	32	25	2		17	8	12	3	51			273
その他				2		1			1					4					8
小計	58	53	14	85	137	9	6	230	83	7	0	78	36	43	11	494	1	0	1,345
崩壊	4			2	1			1	6	1			1	1	1	1			19
陥没					1		1		2	1						4			10
埋没									1		1								2
流出				1	1		1		1	4				2		1			11
その他	2	1	1		1				6			3	3	4		1	1		23
小計	6	1	1	3	4	0	2	1	16	6	1	3	5	7	1	7	1	0	65
その他	3	10	8				1	2	5			1	2			5			37
合計	67	64	23	88	141	9	9	233	104	13	1	82	43	50	12	506	2	0	1,447

2 調査体制等

日時	業務	班数	人員		派遺応援	員	計	備考
			市					
7月23日(月)	被害調査(現地)	17	29		22	51		○派遣応援(22名)
}	被害調査(写真)	1	3			3		多賀城市 2名, 島根県 4名, 山口県 2名
	申請書受付・整理	1	5			5		防府市・下関市 2名, 宇部市・美祢市 2名
	情報入力	1	5			5		琴浦町・鳥取県 2名
	調査準備	1	10			10		川根本町 1名, 伊豆市 1名, 掛川市 1名
	証明書作成・交付	1	4			4		清水町 1名, 森町 1名, 磐田市 1名
合計		22	56		22	78		舞鶴市 2名

## 洗濯支援サービスの実施

### 【概要】

本サービスは、断水の続く川尻地区において中学校に洗濯機を設置し、無償で利用してもらうことで住民の利便性を少しでも向上させるために行うものです。

### 【期間】

平成30年7月26日（木）から（終了時期は未定）

### 【場所】

呉市立川尻中学校（呉市川尻町西1丁目23-47）

### 【内容】

- (1) 洗濯機 全自動洗濯機8台（洗濯脱水容量7kg4台, 8kg4台）  
※7月26日（木）は4台のみの利用となります。
- (2) 利用者 断水地域にお住まいの呉市民
- (3) 利用時間 午前9時～午後5時（1時間単位の利用）  
※7月26日（木）は午後1時から午後5時の利用となります。
- (4) 申し込み 電話による事前予約（当日又は翌日の予約のみの受付）  
電話番号：090-3220-2442  
受付時間：午前8時30分～午後5時15分
- (5) 利用料 無料（洗剤は持参してください。）

### 【周知方法】

呉市ホームページへの掲載及び防災行政無線放送

### 【協力体制】

本サービスは、日本赤十字社による洗濯機（4台）の寄贈及び給水タンク（5トンタンク2基）の貸付、国のプッシュ型支援の洗濯機（4台）、株式会社ディスコの給水タンク車による給水支援の協力などを得て行うものです。

東部中継センターにおける洗濯支援サービスについて

1 概要

洗濯支援サービスは、断水の続く川尻地区において、住民の利便性を少しでも向上させるため行うものです。

2 日にち

7月26日（木）から川尻地区の断水解消まで

3 場所

東部中継センター（川尻町水落1018-18）

※駐車場有り

4 内容

(1)洗濯機 全自動2台（平成15年製 洗濯・脱水容量5kg1台、8kg1台）

(2)利用者 断水地域にお住まいの呉市民

(3)利用日時 平日 午前9時30分～午後3時30分（1時間単位）  
（最終は午後2時30分スタート）

(4)申し込み 電話にて事前予約が必要です。

電話番号：090-2465-0047

受付時間：平日 午前9時30分～午後3時30分

（当日又は翌日の予約のみの受付となります。）

①日にち ②時間帯 ③氏名 ④連絡先（電話）

(5)利用料 無料

(6)利用にあたってのお願い

多くの方に利用していただくため、予約・利用に際して制限を設けさせていただきますので、ご協力をお願いします。

①1日のご利用は、1世帯につき1回です。

②電話予約は、当日又は翌日の予約のみとなります。

③乾燥機能は利用できません。洗濯・脱水機能のみの利用となります。

④洗剤は持参してください。（柔軟剤、漂白剤、芳香ビーズなどの利用はできません。）

⑤予約時間に遅れた場合は、次の利用者のためキャンセルさせていただく場合があります。

⑥洗濯物の盗難、衣類の損傷などは、利用者の責任で管理してください。

⑦洗濯の終了時には、必ず洗濯物の回収をお願いします。

⑧機器の故障等により、事前予約していても利用できない場合があります。

7月25日（水） 報告

【宅地崖調査実施状況】

○調査箇所：178箇所

○調査期間：7月9日（月）～7月24日（火） 16日間

【建築相談窓口（特設窓口）】

○建築関係団体（※1）の協力により、民間建築士が、被災された方の住まい及び建築物に関する相談に応じます。窓口に来られた相談者に対し、建築知識を生かしたアドバイスをを行います。

実施期間： 7月26日（木）から 概ね1ヶ月

場 所： 市役所1階 特設窓口

相談体制： 建築関係団体派遣建築士 1名 及び 市職員

※1：広島県建築士会、広島県建築士事務所協会等

【公共交通】

○JR西日本

25日から、代行バス運行に広駅～呉駅間が追加（別紙のとおり）

並行して運行する路線バス（広島電鉄が運行）も利用可能

○広島電鉄路線バス

・仁方川尻線（仁方小須磨行き）

25日から通常運行

（24日までは、仁方小須磨行きを仁方棧橋行きに変更して運行）

・広長浜線

25日から全便、呉駅前～東小坪間で運行（新広駅発着便は運休）

（24日までは、東小坪行きを東のりば行きに変更して運行）

1. 実施期間

2018年7月25日(水)から当面の間

2. 運行計画および所要時間【⑤広～呉間が追加】

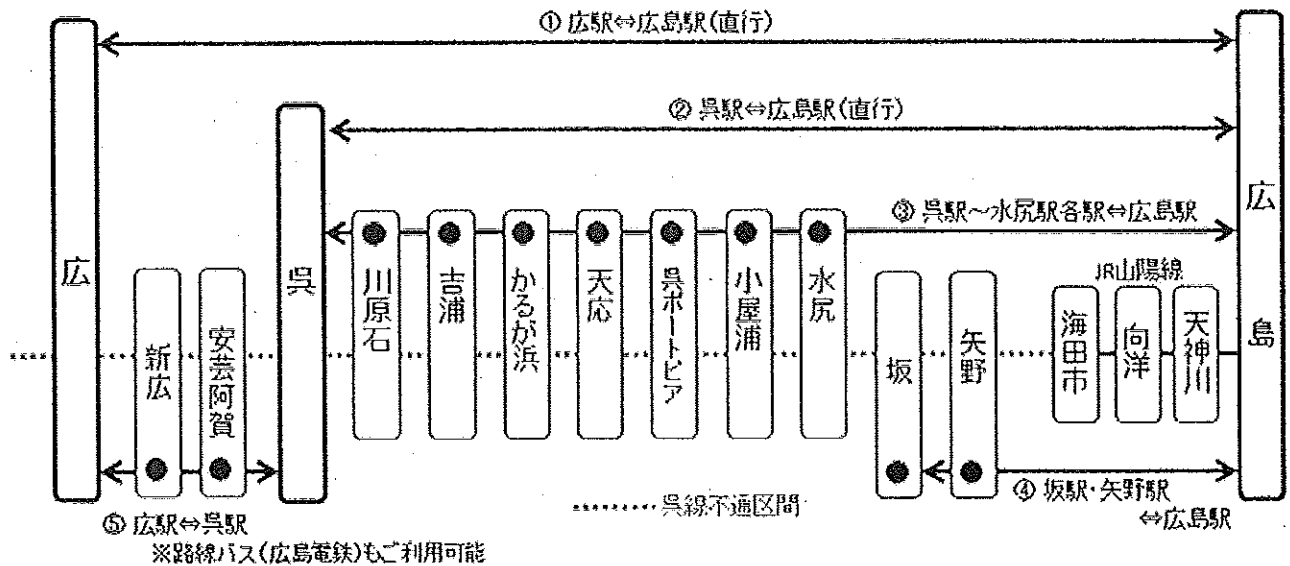
充分なバスの確保が困難なため、各区間とも運行本数に限りがあります。また、周辺道路では渋滞が多発するなど、通常よりも所要時間が拡大しており、最終便の発車時刻も列車の運行時刻より大幅に繰り上がっております。あらかじめご了承ください。

パターン	区間	所要時間(※1) (平日、始発駅 ～終着駅)	始発及び最終便 (始発駅発車時刻)		1時間あたりの本数				
			始発	最終	6時台 ～7時台	8時台 ～17時台	18時台 ～19時台	20時台 ～21時台	
直行 代行バス (途中駅停車 無し)	①広⇔広島駅間	1時間30分 ～2時間	広発	6:00	21:00	3本	1本	2本	1本
			広島発	6:05	21:05	2本	1本	2本	1本
	②呉⇔広島駅間	1時間～ 2時間	呉発	6:00	21:40	12本	2本	3～4本	2本
			広島発	6:00	21:40	4本	2本	6本	3本
各駅停車 代行バス	③呉-水尻間各駅 ⇔広島駅間	2時間～ 2時間30分	呉発	6:00	20:10	2本	1本	1本	1本
			広島発	6:10	20:10	1本	1本	1本	1本
	④坂・矢野 ⇔広島駅間	45分～ 1時間	坂発	6:00	21:40	6本	2本	2本	1～2本
			広島発	6:00	21:30	4本	2本	3本	2～3本
	⑤広⇔呉駅間 (※2)	30分～ 2時間	広発	6:00	20:30	4本	1本	2本	2本
			呉発	6:00	20:00	2本	1本	3本	1本

(※1) 所要時間は道路状況等により大幅に前後することがございますので、あらかじめご了承ください。

(※2) 並行して運行する路線バス(広島電鉄が運行)もご利用いただけます。

<運行パターンイメージ>



3. ご利用方法

バス乗降の際に、JRの乗車券類(定期券・回数券・普通乗車券等)をご提示ください。

※ICカードのチャージ利用はできません。

4. その他

- ・バス輸送には限りがありご乗車いただけない場合がございます。
- ・各駅のバス乗降場につきましては、駅頭の掲示をご確認ください。
- ・バスの確保状況によって、急遽運行本数が変更になる場合がございます。

## 路線バス

事業者名	路線名	運行状況
広島電鉄	辰川線	通常運行
	長の本長迫線	通常運行
	三条二河宝町線	通常運行
	吉浦天応線	一部の便を除いて天応福浦・かるが西～呉駅前間を折り返し運行
	呉倉橋島線	通常運行
	阿賀音戸の瀬戸線	阿賀駅前～冠崎間を折り返し運行 見晴町行きは通常運行
	宮原線	通常運行
	郷原黒瀬線	呉駅前～上石内間を折り返し運行
	仁方川尻線	通常運行
	広長浜線	全便、呉駅前～東小坪間で運行（新広島発着便は運休）
	焼山熊野苗代線	通常運行
	広島焼山線	間引き運行及び最終便の繰り上げ
	呉広島空港線	通常運行 デマンド運行（新広島経由）は、暫くの間、見合わせ
	クリアライン線	広島バスセンター～宇品IC・高速3号線～国道31号～呉駅前で運行
中国ジェイアールバス	西条線	賀茂医療センター口～呉駅間を、東広島・呉自動車道、北大新開（一部広島も経由）経由で運行
瀬戸内産交		豊浜大橋通行規制のため、臨時ダイヤで運行
さんようバス	とびしまライナー	沖友天満宮～呉駅前間を折り返し運行 ※豊浜支所～向小市の浜間は、大浦経由で運行

## 生活バス

地区名	路線名	運行状況
安浦地区		臨時ダイヤで運行（小用入口行きを増便）
川尻地区		通常運行
下蒲刈地区		通常運行
倉橋地区		桂浜温泉館～西宇土間を折り返し運行 大向～重生間を電話予約によるデマンド運行
音戸地区	音戸さざなみ線	通常運行
横路地区	横路交叉点循環線	通常運行
広地区	白石白岳交叉点循環線	通常運行
昭和地区	昭和循環線北コース	通常運行
	昭和循環線中央コース	通常運行
	昭和循環線中央コース	通常運行

陸上自衛隊の連絡事項

- 活動状況  
行方不明者救出活動：天応西条地区において活動中  
給水：市内における給水計2カ所にて活動中  
入浴：16時～23時の間、ホービパークにおいてお風呂を開設  
生活道路等の危険物の除去作業：天応西条地区において作業中
- 明日以降の陸上自衛隊の活動予定  
上記活動を引き続き実施



平成30年7月24日

各 市 町 長 様  
(危機管理担当課, 廃棄物担当課, 土木担当課)

広島県危機管理監  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
危機管理課

平成30年7月豪雨に係る宅地内の土砂等の撤去について(通知)

このことについて、別紙の事業等により、市町において実施してください。

また、宅地内の土砂等の撤去に関して相談窓口を設置し、随時、制度の問い合わせを受け付けるとともに、個別相談会を開催します。

個別相談会に参加を希望される場合は、別紙質問票により、7月25日(水)15時までに回答してください。

1 相談窓口

危機管理課 宅地内土砂撤去担当

2 連絡先

電話：080-2927-4025

メール：m-nomura87836@pref.hiroshima.lg.jp

3 個別相談会

(1) 開催日時

平成30年7月26日(木)及び7月27日(金)

両日とも9時～16時

市町別の詳細な日程については、事前の質問内容等を踏まえ、別途お知らせします。

(2) 開催場所

県庁北館2階第1会議室

担当 宅地内土砂撤去担当

電話 (080)2927-4025

(担当者 米村, 野村)

# 堆積土砂・ガレキ排除の活用事業の考え方

(適用検討順序)

① 災害復旧事業  
の適用範囲の検討

- ・道路、河川等公共土木施設等の復旧のための土砂排除
- ・負担率2/3、実質地方負担(激甚災害):0.8%程度

② 市町村負担額  
の比較的小さい  
堆積土砂排除事業  
の適用検討

- ・市街地の宅地内に堆積した土砂、流木等の排除
- ・今回の広島県内の豪雨災害においては二次災害防止等の公益上必要な場合として、市町村による宅地内の直接除去も可能
- ・補助率1/2、実質地方負担(激甚災害):0.8%程度
- ※堆積土砂量が都市計画区域内で3万㎡以上又は一団で2,000㎡以上
- ※所有者自らが撤去した費用は対象外

③ 堆積土砂排除  
事業の適用範囲外  
は、災害等廃棄物  
処理事業で対応

- ・土砂混じりガレキの撤去(土砂のみの宅地は対象外)
- ・補助率1/2、実質地方負担(激甚災害):4.3%
- ※熊本地震と同様、所有者自ら土砂混じりガレキを撤去した費用の償還特例を適用

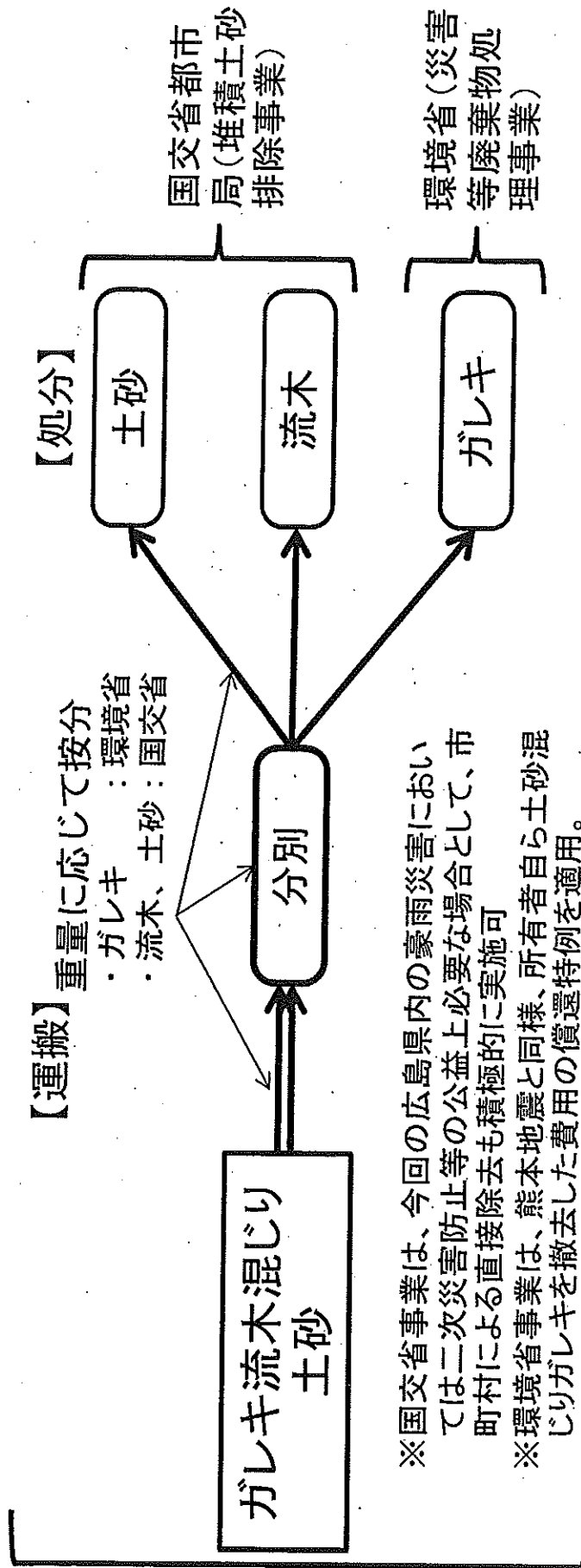
④ ボランティアの  
活用

- ・①~③の事業を適用できない宅地については、ボランティアセンターで、対象家を重点的に投入することを調整

【参考】災害救助法における「障害物の除去」は、半壊又は床上浸水した住家であって、自力では当該障害物を除去できない者を対象として、日常生活上欠くことができない場所の障害物の除去を、都道府県(事務委任を受けたい場合は市町村)が業者に委託(単体の発注)する場合のみ対象となる。

# 堆積土砂等の事業活用例(環境省事業と国交省事業を併用する場合)

○宅地内



- 各事業は、査定前着工可
- 事前にとの事業でやるかを決定し、契約・業者等を分ける必要はなく、一体で実施可(災害復旧事業も一体で実施可)
- 事後的に、災害査定申請において、分類すればよい
- 堆積土砂の堆積厚の証拠(高さが分かる写真、計測)を残しておくことが必要
- 申請のワンストップ化を実施予定(環境省又は国交省のどちらか一方に申請持ち込み可)

# 宅地内の土砂等の撤去に関する事業等について

H30.7.24 危機管理課 宅地内土砂撤去担当

事業名等	②堆積土砂排除事業 (都市災害復旧事業国庫補助)	③災害廃棄物処理事業 (廃掃法に基づく国庫補助)	障害物の除去 (災害救助法)
所管省庁	国土交通省	環境省	内閣府
対象	市町村の市街地において、次のいずれかを満たす場合 ・堆積土砂の総量が30,000 m <sup>3</sup> 以上 ・一団をなす堆積土砂が2,000 m <sup>3</sup> 以上 ・50m以内の間隔で連続する土砂が2,000 m <sup>3</sup> 以上	・土砂混じりがれぎが宅地内に流入した等の被害を受けた住家	・居住する市町が災害救助法の適用を受けており、 ・半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去できない者
適用対象となる土砂等の種類	土砂のみ (泥土、砂礫、岩石、樹木等含)	全壊や半壊した自宅の破片やがれぎ、宅地内に堆積した土砂混じりのがれぎ（全壊家屋の撤去は可。） ※土砂のみでは補助対象とならない	土石、竹林等
対象範囲	宅地からの除去	○ (今回の広島県内の豪雨災害においては二次災害防止等の公益上必要な場合として宅地内の直接除去も可能)	△ ・住家内及び住家の入口が閉ざされている場合の玄関回り等（床下浸水や住家に被害がない場合でも、玄関周りや私道に障害物があり、住家に入れない場合も対象）
	集積場への運搬	○ (今回の広島県内の豪雨災害においては二次災害防止等の公益上必要な場合として宅地内の直接除去も可能)	○
	処分場への運搬	○	○
負担割合	国 1/2, 市町 1/2 (激甚災害指定時) 市町 0.8%程度	国 1/2, 市町 1/2 (激甚災害指定時) 市町 4.3% 諸経費は対象外。	国 1/2, 県 1/2 (※1 国庫負担)
実施主体	市町	(特例により、個人も可)	都道府県 (事務委任を受けた場合は市町)
個人実施による選及の可否	×	○ (※2)	×

※1 ア 普通所得税収入見込額の 2/100 以下の部分 50/100, イ 普通所得税収入見込額の 2/100 をこえ 4/100 以下の部分 80/100, ウ 普通所得税収入見込額の 4/100 をこえる部分 90/100  
 ※2 県庁省からの平成 30 年 7 月 20 日付事務連絡で示された手続及びその他必要書類が揃えられている場合には補助対象となり得る。